

○西大寺緑花公園緑の図書室処務規則

平成22年3月23日

市教育委員会規則第8号

改正 平成27年9月25日市教育委員会規則第23号

平成30年8月22日市教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）第2条の7の規定により設置された西大寺緑花公園緑の図書室（以下「緑の図書室」という。）の事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 緑の図書室に室長、主査、主任、司書その他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条 室長は、緑の図書室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主査及び主任は、上司の命を受けて緑の図書室の事務のうち特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。

3 司書は、上司の命を受けて専門的事務に従事する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて緑の図書室の事務に従事する。

(所掌事務)

第4条 緑の図書室は、次の事務を所掌する。

- (1) 文書の收受発送及び保存に関すること。
- (2) 調査、統計及び記録に関すること。
- (3) 広報及び宣伝に関すること。
- (4) 館内奉仕に関すること。
- (5) 館外奉仕に関すること。
- (6) 図書館関係施設及び類縁機関との相互協力に関すること。
- (7) 文化活動に関すること。
- (8) 利用者の秩序維持に関すること。
- (9) 利用の調査及び統計に関すること。

(10) 資料の収集，整理，保存及び廃棄に関すること。

(11) 寄贈資料の受入れ及び処理に関すること。

(12) 資料の製本及び修理に関すること。

(事務決裁)

第5条 事務決裁については，岡山市立図書館条例施行規則（昭和58年市教育委員会規則第9号）第15条の規定を準用する。

(勤務時間等)

第6条 職員の勤務時間及び休憩時間は，別に定める。

2 前項に定めるもののほか，職員の服務に関しては，事務局職員の例による。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市教育委員会規則第23号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成30年市教育委員会規則第30号）

この規則は，公布の日から施行する。